

令和8年度（2026年度） 尚志高等学校 教育実習の実施要項

1. 目的

この実施要項は、教育実習を実施するにあたり、教職を志望する学生の資質向上に努め、その円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものである。

2. 教育実習生受入の対象及び条件

高等学校の教員を第1志望としており、教育実習を行う年度の教員採用試験を受験することを必須とする。資格目的のものは受け入れない。

- (1) 原則として本校の全日制課程の卒業生であること。
- (2) 人物、学力、品位に優れ、心身共に健康であり、社会人として責任ある行動がとれること。
- (3) 大学等で事前指導を十分受けており、自分の専門教科はもちろん、教育全般に関して意欲的に勉学していること。
- (4) 教育実習中は実習のみに専念できること。
- (5) 令和8年度（2026年度）は、下記の3に記載されている教科で受け入れる。但し、教科毎の人数や全体数が多い場合は制限をする。原則として教育実習生として受け入れる全体数は、10名までとする。
- (6) 教育実習の受け入れ期間は、原則として2週間または3週間とする。
但し、4週間を希望する場合は、受付期間内に教務部教育実習係まで相談をしてから申し込むこととする。

3. 教育実習受け入れ教科

国語、地理歴史（日本史・歴史総合のみ）、数学、理科、英語、保健体育、家庭、情報、福祉

4. 教育実習の予定期間

※本校の学校行事等の関係で変更となる場合があります。

- (1) 2週間希望の方
令和8年5月11日（月）～5月22日（金）の予定
- (2) 3週間希望の方
令和8年5月11日（月）～5月29日（金）の予定

5. 教育実習申込み受付期間

令和7年5月1日（木）～5月16日（金）（必着）

6. 申込方法

申し込み受付期間内必着で（イ）（ロ）を下記の提出先宛に「簡易書留」で郵送してください。

- (イ) 教育実習申込書（所定の用紙を使用）
- (ロ) 教育実習に向けての抱負（800字）（市販の原稿用紙を使用し、手書きとする。）
※（イ）の用紙は、本校の公式ホームページからダウンロードして下さい。

<提出先>

〒963-0201 福島県郡山市大槻町字坦ノ腰2番地

学校法人尚志学園尚志高等学校 教務部教育実習係

TEL 024-951-3500

※封筒のおもて面には「令和8年度教育実習申込書在中」と朱書きしてください。

7. 選考方法

2の条件に従い、(口)の「教育実習に向けての抱負」及び「面接」で受け入れの可・不可を決定する。

8. 教育実習の手続き

(1) 教育実習を希望する学生は、本校の公式ホームページより申込用紙をダウンロードし必要事項を記入の上、簡易書留で郵送する。これが教育実習係に届いた時点で受付とする。

(2) 書類を確認し、面接を実施する。日時は本校から電話等で連絡をする。

※面接（6月の指定日時）では心構えと人物を確認する。

(3) 受け入れの可否の選考結果を通知する。

※本人の適性や熱意、担当指導教諭のバランス、適正人数、各教科の審議基準を考慮し、受け入れの可・不可を決定する。

※受け入れの可・不可は、7月中に電話等で連絡をする。

<受け入れ承認内定者>

(4) (3)で受け入れ可の学生は、大学から受け入れに必要な書類等の提出を求められている場合は、選考通過後に本校の教務部教育実習係まで提出する。

(5) 正式承諾書の発送（令和8年4月中旬以降）

※教育実習の受け入れに必要な書類等を発送する。

※教育実習の受け入れ内諾を受けた後に、都合によって辞退する場合は、速やかに大学と本校の教育実習係まで連絡する。本校への連絡は、令和8年3月31日までとする。（予定）

(6) 各教科・実習担当者との打合せ（令和8年4月24日（金）と5月8日（金）予定）

※事前に各教科担当者と打合せを持ち（メールや電話等にて来校日時を指定）、教科内容や実習における心構えを確認する。

(7) 全体オリエンテーション（令和8年5月8日（金）の予定）

※教務部教育実習係から教育実習期間中の心構えを説明、併せて書類の確認を行う。

※各教科の指導担当者、ホームページの指導担当者と最終確認を行う。

※教育実習に関する諸経費については、受け入れまでの通信費を含め、原則として本人（大学等）が負担する。

(8) 教育実習開始（令和8年5月11日（月）の予定）

※教育実習期間内に教員採用試験の申込み書、または受験票のコピーを確認します。

(9) 教育評価等発送（教育実習期間終了後）

9. 教育実習の方針

(1) 教育実習は、教科指導を主とするが、学校経営に参加し、学校沿革と尚志教育、教務領域、進路指導領域、生徒指導領域、学校行事、部活動など学校教育全般にわたって概要を理解させる。

(2) 充実した教育実習を実施するため、指導教諭以外の授業も参観させ、実習生による授業を行わせる。

(3) 教育実習が終わるまでに公開研究授業を行わせる。

- (4) 様々な機会を通じて、生徒理解と指導のあり方を理解させる。
- (5) 特別な事情が生じた場合、大学等と協議の上、受け入れ承認の取り消しを行う。
- (6) 教育実習期間中に実習生として相応しくないと本校が判断した場合、大学等に連絡し、直ちに教育実習を中止させる。

10. 教育実習に要する費用

(1) 教育実習費の金額

・教育実習費は、1週間あたり原則として5,000円とする。

※2週間（5,000円×2週=10,000円）、3週間（5,000円×3週=15,000円）

※大学等に教育実習費に関する費用を納めているものは大学に相談すること

(2) 納入の方法

教育実習に要する費用は、本校の指定金融機関に直接振り込むことを原則とするが、現金書留や直接持参した場合は、教育実習係が管理し学校に納入する。この納入された中から教育実習に関わった費用を負担する。納付時期は、原則として教育実習開始前とする。但し、やむを得ない場合は教育実習後も認める。

11. 教育実習生の心得

- (1) 教育実習の方針に従い、積極的に教育活動に参加すること。
- (2) 勤務、服装、言動等については、尚志学園の就業規則に従い、生徒の前で範を示すこと。
- (3) 教育実習期間中は、欠席、遅刻、早退がないようにすること。
- (4) 教科の指導は事前に十分に準備し、指導教員の確認を受けること。
- (5) 進んで他学年、他学級を参観し、指導技術の向上に努めること。
- (6) 教育実習中は、高校すべきことを優先し、他は家庭で行うこと。
- (7) 文書作成は迅速に、短い時間でできる訓練をしておくこと。
- (8) 生徒との関係は、厳正を失すことのないように努めること。

12. その他

- (1) 教育実習に関する問い合わせは、要らぬトラブルを避けるためにすべて教務部教育実習係のみで対応する。
- (2) 令和8年度（2026年度）の教育実習の申し込み方法については、令和7年2月14日（金）に本校のホームページで知らせる。

以上